

☆海岸漂着ごみの回収（ボランティア）について

・以下にご留意のうえ実施してください。

※詳細については佐渡市HP「海岸清掃マニュアル(ボランティア用)」をご確認ください。

※必ず以下の区分に従って分別をしてください。

分別がされていない場合、佐渡市及びクリーンセンターでは引き取りません。

【燃やすごみ】

ペットボトル(内容物入りはそのまま燃やすごみ)

プラスチック類 (容器、ウキなど)、「漂着ポリ」については、内容物(中身)がない物は回収可能。

流木 (燃やすごみ袋に入る短い物)

【燃やさないごみ】

缶・ビンは回収する。(※スプレー缶は穴あけ処理は行わないで→「発火性危険ごみ」)
安全が確認できないものは市に連絡して下さい。

金属くず(燃やさないごみ袋に入る物)

【漂着ポリ】

フタが閉まっていて内容物(中身)がある場合は、フタを開けずに市に連絡して下さい。

【消火器・ガスボンベ等】

ボンベなどの圧力容器は、触れずに市に連絡して下さい。

【医療廃棄物】

注射器・注射針等の医療廃棄物は触れないようにして下さい。(感染等の危険があるため)
発見した場合は市に連絡して下さい。

【海藻】

海藻類は自然の産物であり、市では処理できませんので、回収をしないでください。
海岸の状況等を考慮しながら、場所を決めて埋却等により対応してください。

【魚網・ロープ】

概ね50センチ以内の短い物が回収対象になります。

※ごみ袋に入らないものは回収対象外になります。

※漂着物ではないものは回収しません。(漁港等で使用していたものは、産業廃棄物処理業者へ処分を依頼してください。)

※危険な物と思われるものは、触らないで市にご連絡下さい。

【連絡先】

佐渡市役所 生活環境課
クリーン推進係